

屋外広告業登録事項変更届出 必要書類チェックシート

- 変更事項によって、必要書類が異なりますので、ぜひこのシートを参考に書類をご用意ください。
- 裏面に各必要書類の詳細について記載しておりますので、そちらも必ずご確認ください。
- 変更事項ごとの記載例を札幌市ホームページ内「屋外広告業の登録」のページに掲載しています。
(札幌市トップページのサイト内検索で、「屋外広告業の登録」と検索してください)。

変更事由発生日から 30 日を超えている場合は、届出遅延理由書(任意様式)も提出してください。

変更事項	必要書類	備考・注意事項
商号、名称又は氏名 及び住所	<input type="checkbox"/> (A-2)届出書(様式 18-3) <input type="checkbox"/> 法人…(B)履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 個人…(E)住民票	
※法人の代表者の交代	<input type="checkbox"/> (A-2)届出書(様式 18-3) <input type="checkbox"/> (B)履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> (D)略歴書(様式 17)	新代表者が初めて本市の屋外広告業登録簿に登録される方の場合や、変更前に「屋外広告業に携わらない役員」であった場合は、別途(C)誓約書も提出してください。
札幌市の区域内において 営業を行う営業所	<input type="checkbox"/> (A-2)届出書(様式 18-3) <input type="checkbox"/> (B)履歴事項全部証明書	登記の変更が伴う場合は(B)を、 そうでない場合は、変更がわかる書類を提出してください。
法人である場合の役員	<input type="checkbox"/> (A-2)届出書(様式 18-3) <input type="checkbox"/> (B)履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> (C)誓約書(様式 16) <input type="checkbox"/> (D)略歴書(様式 17)	(C)誓約書、(D)略歴書は新役員の方の分のみで結構です。また、(E)住民票は提出不要です。
※新役員が屋外広告業 に携わらない役員の場合	<input type="checkbox"/> (A-2)届出書(様式 18-3) <input type="checkbox"/> (B)履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> (Z)屋外広告業に携わらない役員 に係る申立書	(Z)申立書を提出することで、 (C)誓約書、(D)略歴書を省略できます。
未成年者である場合の 法定代理人	<input type="checkbox"/> (A-2)届出書(様式 18-3) <input type="checkbox"/> (C)誓約書(様式 16) <input type="checkbox"/> (D)略歴書(様式 17) <input type="checkbox"/> (E)住民票	
業務主任者及びその 所属する営業所	<input type="checkbox"/> (A-2)届出書(様式 18-3) <input type="checkbox"/> (E)住民票 <input type="checkbox"/> (F)業務主任者に関する書面	(F)は、講習会修了証書の写し、屋外広告士の合格証明書の写しなどです。

【各書類について】（★がついている書類は、札幌市ホームページより取得可能です。）

★ (A-2)屋外広告業登録事項変更届出書(シート内では「届出書」と記載しています)(様式 18-3)

- 新規および更新申請の際に必要な(A-1)屋外広告業登録申請書(様式 15)とは別の様式ですので、ご注意ください。
- 変更事項が複数ある場合、一枚の届出書にまとめてご記載いただいて結構です。

(B)履歴事項全部証明書

- 「現在事項全部証明書」では届出をお受けできません。「履歴事項全部証明書」を提出してください。
- 原本の提出が必要です。原本の還付を希望する場合は、原本とコピーの両方を提出してください。
(札幌市道路管理課でコピーをお預かりし、原本をお戻しします。)

★ (C)誓約書(様式 16)

★ (D)登録申請者の略歴書(シート内では「略歴書」と記載しています)(様式 17)

法人の場合、区分「本人」は法人自体をいいます。代表者も含め役員の略歴書は、区分「法人の役員」を○で囲んだものをお一人につき一枚提出してください。

(E)住民票

原本の提出が必要です。原本の還付を希望する場合は、原本とコピーの両方を提出してください。
(札幌市道路管理課でコピーをお預かりし、原本をお戻しします。)

(F)業務主任者に関する書面

例として、講習会修了証書の写し、屋外広告士の合格証明書の写しなどです。

★ (Z)屋外広告業に携わらない役員に係る申立書

様式に定めはありませんが、札幌市ホームページに様式及び記載例を掲載していますので、必要に応じてご利用ください。